

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 高知県（以下「甲」という。）と高知県老人福祉施設協議会、高知県介護老人保健施設協議会、高知県宅老所・グループホーム連絡会、高知県身体障害者（児）施設協会、高知県知的障害者福祉協会、高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会、高知県児童養護施設協議会（以下総称して「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、甲による調整の下に、乙に加入する社会福祉施設等（以下「社会福祉施設等」という。）で、相互応援活動を迅速かつ円滑に実施するとともに、災害救助法の適用があった場合において、福祉避難所を拠点とした災害時要援護者の応援活動を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(応援内容)

第2条 被災したことにより応援を行う社会福祉施設（以下「応援施設」という。）が実施する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援を必要とする社会福祉施設（以下「被災施設」という。）への生活物資等の提供及び応援職員の派遣
- (2) 被災施設の入所（児）者の受け入れ
- (3) 被災施設の入所（児）者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）への生活物資等の提供及び応援職員の派遣
- (4) 福祉避難所の事前指定への協力又は福祉避難所への応援職員の派遣
- (5) その他必要と認められる事項

(応援の要請)

第3条 被災施設又は受入施設が、前条に掲げる応援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、口頭により行い、その後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災等の状況
- (2) 必要とする応援の内容及び数量
- (3) 応援を必要とする期間

- (4) 被災施設又は受入施設への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 甲は、応援の要請を受けたときは、乙及び市町村等と連携し、原則として被災施設又は受入施設と同種別の応援施設に応援要請するなど、最適の支援体制を構築するよう努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど同種別の応援施設に応援要請することが困難と認められる場合は、他種別の応援施設に応援要請することができるものとする。

- 2 甲は、応援施設に対して応援要請をするときは、前条各号に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により通知し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 3 応援施設は、できる限り速やかに応援可能な範囲での活動を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 被災施設及び受入施設は、この協定に基づく応援業務が終了したときは、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 応援施設の名称
- (2) 提供を受けた応援の内容及び数量
- (3) 応援活動の実施期間（人的応援の場合）

(指揮命令)

第6条 応援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下に活動するものとする。ただし、これにより難しい場合は、被災施設又は受入施設と応援施設の協議のうえ決定するものとする。

(費用負担)

第7条 応援に要した費用のうち、被災施設及び受入施設における生活物資等の提供については被災施設の負担を基本とする。

なお、費用負担について疑義が生じた場合は、被災施設又は受入施設と応援施設間で別途協議のうえ決定することができる。

(損害補償等)

第8条 応援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は応援活動中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援施設が補償するものとする。
- (2) 応援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、応援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく応援活動を効果的に実施するため、社会福祉施設等は、毎年度当初に次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な被災者等の人数
- (2) 被災者の応援のために派遣可能な職員の職種及び人数
- (3) 提供可能な物資等の数量

2 甲は、前項の情報を乙に対して提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、相手の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては各施設所管課に、乙においては各施設種別協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定の更新)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期限終了前1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決

定するものとする。ただし、緊急の場合は、被災施設又は受入施設と応援施設との協議又は甲と関係する種別協議会との協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙はその構成員に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成25年6月17日

甲 高知県
高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知市朝倉戊375番地1
高知県老人福祉施設協議会

会長

高知市塚ノ原37番地
高知県介護老人保健施設協議会

会長

高知市塚ノ原33番地1
高知県宅老所・グループホーム連絡会

会長

南国市左右山290番地2
高知県身体障害者(児)施設協会

会長

四万十市古津賀1801番地1
高知県知的障害者福祉協会

会長

高知市棧橋通2丁目7番3号
高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会

会長

高岡郡佐川町甲1110番地1
高知県児童養護施設協議会

会長

災害時における相互応援に関する協定の一部を変更する協定

令和7年3月31日

平成25年6月17日付け高知県(以下「甲」という。)と高知県老人福祉施設協議会、高知県介護老人保健施設協議会、高知県老老所・グループホーム連絡会、高知県身体障害者(児)施設協議会、高知県知的障害者福祉協会、高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会、高知県児童養護施設協議会(以下総称して「乙」という。)との間に締結した災害時における相互応援に関する協定の一部を変更する協定を締結する。

第1条 原協定書第1条を次のとおり改める。

(趣旨)

第1条 高知県(以下「甲」という。)と高知県老人福祉施設協議会、高知県介護老人保健施設協議会、高知県地域密着型サービス協議会、高知県身体障害者(児)施設協議会、高知県知的障害者福祉協会、高知県児童養護施設協議会(以下総称して「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)が発表された場合において、甲による調整の下に、乙に加入する社会福祉施設等(以下「社会福祉施設等」という。)で、相互応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

この協定の締結を証するものとして、本書7通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

甲 高知県高知市丸ノ内1-2-20
高知県知事

乙 高知県高知市朝倉戊375-1
高知県老人福祉施設協議会
会長

高知県安芸郡芸西村和食甲4249
高知県介護老人保健施設協議会
会長

高知県高知市横浜20-1
高知県地域密着型サービス協議会
会長

高知県四万十町仁井田宇倉木482番地
高知県身体障害者(児)施設協議会
会長

香南市香我美町下分960-1
高知県知的障害者福祉協会
会長

高知県香南市夜須町西山1319-1
高知県児童養護施設協議会
会長